

計算書類に対する注記（法人全体用）

1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2 重要な会計方針

（１）固定資産の減価償却の方法：定額法

（２）退職給付引当金：職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

（３）賞与引当金：職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

3 重要な会計方針の変更

該当なし

4 法人で採用する退職給付制度

「桜井市社会福祉協議会職員の給与に関する規程」により支給している。

5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分は、下記のとおりである。

（１）法人全体の計算書類（第 1 号第 1 及び第 2 様式、第 2 号第 1 及び第 2 様式、第 3 号第 1 及び第 2 様式）

（２）事業区分ごとの計算書類（第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式）

（３）各拠点区分におけるサービス区分の内容

社会福祉事業

①法人事業拠点

- ・法人運営事業サービス区分
- ・給食サービス事業サービス区分

②地域福祉事業拠点

- ・地域福祉事業サービス区分
- ・共同募金事業サービス区分
- ・生活福祉資金事業サービス区分

③ヘルパーサービス事業拠点

- ・訪問介護事業サービス区分
- ・障害者介護事業サービス区分
- ・居宅介護支援事業サービス区分
- ・通所介護事業サービス区分

④障害福祉サービス事業拠点

- ・障害福祉サービス事業サービス区分
- ・児童発達支援事業サービス区分

⑤受託事業拠点

- ・相談支援事業サービス区分
- ・地域活動支援センター事業サービス区分
- ・自立相談支援事業サービス区分
- ・家計改善支援事業サービス区分

公益事業

①指定管理事業拠点

- ・総合福祉センター事業サービス区分

②ボランティア事業拠点

- ・ボランティアセンター事業サービス区分

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、下記のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	1	0	0	1
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,001	0	0	1,000,001

7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8 担保に供している資産

該当なし

9 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、下記のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1	0	1
建物	300,000	107,200	192,800
車輛運搬具	16,886,633	15,884,520	1,002,113
器具及び備品	29,333,624	21,524,383	7,809,241
合計	46,520,258	37,516,103	9,004,155

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12 関連当事者との取引の内容

該当なし

13 重要な偶発債務

該当なし

14 重要な後発事象

該当なし

16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（法人事業用）

1 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法：定額法

（2）退職給付引当金：職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

（3）賞与引当金：職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 採用する退職給付制度

「桜井市社会福祉協議会職員の給与に関する規程」により支給している。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点が作成する計算書類等とサービス区分は、下記のとおりである。

（1）拠点区分の計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

（2）拠点区分資金収支明細書（別紙3（Ⅹ））

（3）拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅺ））

（4）当区分におけるサービス区分の内容

- ・法人運営事業サービス区分
- ・給食サービス事業サービス区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、下記のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	1	0	0	1
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,001	0	0	1,000,001

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、下記のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1	0	1
車輛運搬具	1,665,610	1,665,609	1
器具及び備品	3,420,327	2,382,392	1,037,935
合計	5,085,938	4,048,001	1,037,937

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（地域福祉事業用）

1 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法：定額法

（2）退職給付引当金：職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

（3）賞与引当金：職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 採用する退職給付制度

「桜井市社会福祉協議会職員の給与に関する規程」により支給している。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点が作成する計算書類等とサービス区分は、下記のとおりである。

（1）拠点区分の計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

（2）拠点区分資金収支明細書（別紙3（Ⅹ））

（3）拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅺ））

（4）当区分におけるサービス区分の内容

- ・地域福祉事業サービス区分
- ・共同募金事業サービス区分
- ・生活福祉資金事業サービス区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、下記のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	2,441,515	2,441,513	2
器具及び備品	1,712,150	1,696,213	15,937
合計	4,153,665	4,137,726	15,939

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ヘルパーサービス事業用）

1 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法：定額法

（2）退職給付引当金：職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

（3）賞与引当金：職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 採用する退職給付制度

「桜井市社会福祉協議会職員の給与に関する規程」により支給している。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点が作成する計算書類等とサービス区分は、下記のとおりである。

（1）拠点区分の計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

（2）拠点区分資金収支明細書（別紙3（Ⅹ））

（3）拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅺ））

（4）当拠点におけるサービス区分の内容

- ・訪問介護事業サービス区分
- ・障害者介護事業サービス区分
- ・居宅介護支援事業サービス区分
- ・通所介護事業サービス区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、下記のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輜運搬具	5,051,988	4,918,861	133,127
器具及び備品	7,649,365	7,330,394	318,971
合計	12,701,353	12,249,255	452,098

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（障害福祉サービス事業用）

1 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法：定額法

（2）退職給付引当金：職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

（3）賞与引当金：職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 採用する退職給付制度

「桜井市社会福祉協議会職員の給与に関する規程」により支給している。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点が作成する計算書類等とサービス区分は、下記のとおりである。

（1）拠点区分の計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

（2）拠点区分資金収支明細書（別紙3（Ⅹ））

（3）拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅺ））

（4）当拠点におけるサービス区分の内容

- ・障害福祉サービス事業サービス区分
- ・児童発達支援事業サービス区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、下記のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	300,000	107,200	192,800
車輛運搬具	4,875,040	4,006,059	868,981
器具及び備品	10,606,095	5,363,450	5,242,645
合計	15,781,135	9,476,709	6,304,426

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（受託事業用）

1 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法：定額法

（2）退職給付引当金：職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

（3）賞与引当金：職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 採用する退職給付制度

「桜井市社会福祉協議会職員の給与に関する規程」により支給している。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点が作成する計算書類等とサービス区分は、下記のとおりである。

（1）拠点区分の計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

（2）拠点区分資金収支明細書（別紙3（Ⅹ））

（3）拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅺ））

（4）当拠点におけるサービス区分の内容

- ・相談支援事業サービス区分
- ・地域活動支援センター事業サービス区分
- ・自立相談支援事業サービス区分
- ・家計改善支援事業サービス区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、下記のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	1,633,220	1,633,219	1
器具及び備品	1,027,880	586,108	441,772
合計	2,661,100	2,219,327	441,773

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（指定管理事業用）

1 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法：定額法

（2）退職給付引当金：職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

（3）賞与引当金：職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 採用する退職給付制度

「桜井市社会福祉協議会職員の給与に関する規程」により支給している。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点が作成する計算書類等とサービス区分は、下記のとおりである。

（1）拠点区分の計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

（2）拠点区分資金収支明細書（別紙3（Ⅹ））

（3）拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅺ））

（4）当拠点におけるサービス区分の内容

・総合福祉センター事業サービス区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、下記のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	1,219,260	1,219,259	1
器具及び備品	3,732,927	3,012,807	720,120
合計	4,952,187	4,232,066	720,121

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ボランティア事業用）

1 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法：定額法

（2）退職給付引当金：職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

（3）賞与引当金：職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 採用する退職給付制度

「桜井市社会福祉協議会職員の給与に関する規程」により支給している。

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点が作成する計算書類等とサービス区分は、下記のとおりである。

（1）拠点区分の計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

（2）拠点区分資金収支明細書（別紙3（Ⅹ））

（3）拠点区分事業活動明細書（別紙3（Ⅺ））

（4）当拠点におけるサービス区分の内容

・ボランティアセンター事業サービス区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、下記のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	1,184,880	1,153,019	31,861
合計	1,184,880	1,153,019	31,861

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし